

第3期浦幌町教育振興基本計画

2024年度～2028年度
(令和6年度～令和10年度)

令和5年11月

浦幌町教育委員会

目 次

第1章 浦幌町教育振興基本計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画の期間	1

第2章 教育の基本理念と目標

第1節 基本理念	2
第2節 目標の考え方	2

第3章 基本目標と施策項目

基本目標1 魅力ある学校づくりと地域総ぐるみの教育	3
基本目標2 確かな学力	13
基本目標3 豊かな心	17
基本目標4 健やかな体	22
基本目標5 資質の向上と組織の活性化	25
基本目標6 生涯学習社会の実現	28
基本目標7 スポーツの振興	31
基本目標8 文化・芸術の振興	33
基本目標9 魅力ある教育文化施設	35

第1章 浦幌町教育振興基本計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 計画の期間

第1節 計画策定の趣旨

浦幌町教育委員会では、中長期的な展望に立って教育施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成26年11月に浦幌町教育振興基本計画を策定以降、令和5年度までの第2期計画を策定してきました。

この間、平成27年5月には総合教育会議において、本計画を「教育大綱」に位置付け、浦幌町の教育ビジョンとして、その実現に向けて時代の潮流や教育における今日的課題解決のため、様々な施策に取り組んできました。

人口減少社会や Society5.0 の到来、グローバル化の進展などにより、人々の価値観や生活様式、ワークスタイルが大きく変化し、子どもたちが、このような変化の激しい時代において、夢や希望を持ち、様々な困難を乗り越え、可能性に挑戦する自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら、新たな価値を創造し、持続可能な社会の創り手として、成長・発展を目指す人材を育成していくことが求められています。

これからの厳しい挑戦の時代を生き抜く力の育成には、浦幌町の教育の振興を今まで以上に充実・発展する必要があるため、そのためには、地域における教育の実情と課題を踏まえ、学校・家庭・地域・関係機関等が相互に連携・協働し、課題や目標・ビジョンを共有して同じ方向を歩んでいくことが大切です。

これらのことを踏まえ、第3期浦幌町教育振興基本計画を策定し、浦幌町における教育全体の振興を図っていくこととしました。

なお、この計画は教育基本法第17条第2項の規定に基づくものとして、国や北海道とともに社会全体で進める計画の一部としての性格を有しており、浦幌町立小・中学校長等関係者の意見を反映しながら策定しています。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、国の「第4期教育振興基本計画」及び北海道の「北海道教育推進計画 2023年度(令和5年度)～2027年度(令和9年度)」を踏まえ、「浦幌町第4期まちづくり計画」で掲げる教育施策との整合性を図りつつ、教育に関連する町の諸計画を勘案して策定しています。

第3節 計画の期間

この計画は、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、法改正及び町の上位計画の改編、また、様々な社会情勢の変化により新たに対応すべき教育課題等が生じた場合は、適宜、見直しを行っていくこととします。

第2章 教育の基本理念と目標

第1節 基本理念

第2節 目標の考え方

第1節 基本理念

「自立」と「協働」は、平成30年(2018年)に、本町の教育が進むべき方向の道標としての基本理念とし、これまでも教育計画において、この理念の実現に向けて、様々な教育施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

本計画においても、この理念を継承し、「自立」と「協働」を基本理念の柱とします。

その上で、人口減少社会や Society5.0 の到来、グローバル化の進展など、社会情勢の変化や様々な教育課題を踏まえ、本町の次代を担う子どもたちが社会の変化に主体的に向き合いながら、自らの可能性を發揮し、相互に連携・協働して、未来を切り拓いていく力を身に付け、夢や希望に溢れ、健やかに成長できるよう、「自立」と「協働」の視点を柱とする教育理念を掲げて教育施策を進めていきます。

基本理念

自立

自然豊かな北の大地「浦幌」で、世界を見つめ、自立の精神にあふれ、自らの夢に挑戦し、実現していく人を育む。

〔解説〕 北海道「浦幌」の豊かな自然、独自の歴史や文化への理解を深めながら、社会の変化に対応し、生涯にわたって生き抜く力を身に付け、自主・自立の精神にあふれ、自分の夢や目標の実現に向けて挑戦しながら、浦幌・十勝・北海道はもとより、国内外で活躍する人を育む。

協働

ふるさと「浦幌」への誇りと愛着を持ち、多様な人々と連携・協働しながら、新たな価値を創造し、社会に貢献できる人を育む。

〔解説〕 北海道「浦幌」の悠久の歴史や豊かな自然、人情味あふれる町民との触れ合いを通して、地域の魅力や素晴らしさを再発見し、地域や国内外の活性化を促していくため、学校・家庭・地域・関係機関等が連携・協働を深め、新たな価値を創造し、社会に貢献できる人を育む。

第2節 目標の考え方

浦幌町では、引き続きコミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育を推進し、地域総ぐるみで子どもたちに「生きる力」を育み、持続可能な地域社会の創生を目指していきます。

そのために、「自立」と「協働」を柱とする教育の基本理念を継承し、今後展開する施策の目指すべき基本目標と施策項目を設定しました。

基本目標は、子どもたち一人一人に身に付けさせるべき資質・能力の育成や、望ましい教育環境づくりの観点から「魅力ある学校づくりと地域総ぐるみの教育」、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」、「資質の向上と組織の活性化」、「生涯学習社会の実現」「スポーツの振興」「文化・芸術の振興」及び「魅力ある教育文化施設」の9つの視点をもとに整理したもので、基本目標ごとに、その視点に沿った具体的な施策項目を示しています。

第3章 基本目標と施策項目

【施策の体系図】

基本目標1 魅力ある学校づくりと地域総ぐるみの教育	
施策項目1	小中一貫コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の一体的な推進 pp.3-4
施策項目2	開かれた学校づくりの展開 p.5
施策項目3	危機管理に基づいた学校経営の推進 pp.6-7
施策項目4	学びの環境づくり pp.8-9
施策項目5	上浦幌地区の学校教育のあり方 p.10
施策項目6	部活動の地域移行に向けた取組の推進 p.11
施策項目7	SDGs・ESDの推進 p.12
基本目標2 確かな学力	
施策項目8	望ましい生活習慣・学習習慣の定着 p.13
施策項目9	組織的・計画的な授業改善 pp.14-15
施策項目10	特別支援教育の推進 p.16
基本目標3 豊かな心	
施策項目11	道徳教育の充実 p.17
施策項目12	ふるさと教育の推進 p.18
施策項目13	読書活動の推進 p.19
施策項目14	いじめや不登校の未然防止、早期発見・早期解消 pp.20-21
基本目標4 健やかな体	
施策項目15	体力・運動能力の向上と食育の充実 pp.22-23
施策項目16	健康教育・環境教育の推進 p.24
基本目標5 資質の向上と組織の活性化	
施策項目17	教職員の研修の充実 p.25
施策項目18	教育公務員としての服務規律の徹底 p.26
施策項目19	学校運営の改善による働き方改革の推進 p.27
基本目標6 生涯学習社会の実現	
施策項目20	教育関係組織のネットワーク体制の構築 p.28
施策項目21	世代に応じた社会教育活動の充実 p.29
施策項目22	社会教育関係施設の充実 p.30

基本目標7 スポーツの振興

施策項目23 生涯スポーツの充実 p.31

施策項目24 スポーツ活動の環境整備と人材育成 p.32

基本目標8 文化・芸術の振興

施策項目25 芸術文化活動の推進 p.33

施策項目26 文化財等の保存と活用 p.34

基本目標9 魅力ある教育文化施設

施策項目27 図書館の振興 pp.35-36

施策項目28 博物館の振興 pp.37-38

基本目標1 魅力ある学校づくりと地域総ぐるみの教育

施策項目1 小中一貫コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の一体的な推進

北海道教育推進計画	施策項目 1 SDGs・ESDの推進
	施策項目 2 幼児教育の充実
	施策項目 3 新しい時代に必要となる資質・能力の育成(小・中学校)
	施策項目 6 STEAM教育の推進
	施策項目19 地域と学校の連携・協働の推進
	施策項目20 生涯学習・社会教育の振興

1 現状と課題

教育の質を高めしていくためには、保護者や地域の人たちが一定の責任と権限を持って学校運営などに参画し、地域総ぐるみで学校を支援することが必要です。

そのために、地域総ぐるみで児童生徒の9年間の「学び」と「育ち」を支える仕組みとして、コミュニティ・スクールを教育大綱及び教育行政執行方針に位置付け、浦幌町の教育の基盤として小中一貫教育を推進してきました。

本町では学園構想を取り入れ、家庭や地域が中心の「小中一貫CS委員会」、及び教職員が中心の「小中一貫CS推進協議会」において、これまでの実践をもとに新たな取組を加えた活動を展開しています。

特に「社会に開かれた教育課程」の実現を図るため、保護者や地域の人々等を巻き込んだカリキュラム・マネジメントを確立し、9年間を見通した教育課程の編成・実施、保・小・中合同研修会の実施、ジョイント教室や乗り入れ授業などを実践しています。

また、学園評価委員会を中心に学園・学校評価を進め、「うらほろの育みアクションプラン」に基づき、PDCAサイクルによる改善を図りながら、重点を絞った取組の充実を図ります。

さらには、児童生徒が様々な体験活動を通して、たくましく生きる力を身に付けることができるよう、図書館や博物館の活用のほか、少年リーダー養成講習会、通楽(学)合宿、友好の町絆協定相互交流事業、オーラポロひろばといった青少年教育事業への参加促進や「子ども文化鑑賞会」を通じて文化に触れる体験をすることにより、心身の健全な成長と豊かな心を育むなど、多様な学びを推進する社会教育との連携を深めた教育活動を展開しています。

学校は公民館と共に、地域の人たちとの協働の取組を通じて、人々のつながりを深め、コミュニティの形成・活性化に努めていくことが大切です。

2 施策の概要

児童生徒の発達段階を踏まえた教育活動の連続性を図るため、学校種間の連携・接続に配慮しながら、コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育を推進し、教育課程の編成・実施や指導方法の工夫・改善などを通じてさらなる学校運営の充実を図ります。

また、学校・家庭・地域が相互に連携・協力しながら、多様化・高度化する学習ニーズや地域づくりに対応するなど、社会の要請に応える学習機会を提供します。

学校や公民館は地域コミュニティ活動の拠点としての役割を担うため、地域学校協働活動の取組や家庭教育サポート企業等との連携を進め、持続可能な地域社会の創生を目指し「学校を核とした地域づくり」を進めていきます。

3 施策の主な取組

<p>(1) 保育園・小学校・中学校との連携の促進</p> <p>幼児期において遊びを通して育まれてきたことが、小学校の各教科等における学習に円滑に接続されるよう、保・小が連携してスタートカリキュラムを作成する取組を推進します。</p> <p>また、保・小・中合同研修会、ジョイント教室や乗り入れ授業、合同運動会など、地域の実情に応じた取組を推進します。</p>
<p>(2) 小学校と中学校との一貫教育の推進</p> <p>「社会に開かれた教育課程」の実現を図るために、小・中学校間の連携・協力体制を強化し、9年間を見通した教育課程の編成・実施、「学び」と「育ち」の連続性と系統性を確保した教育活動を行います。</p> <p>また、小中一貫教育を推進するに当たり、教職員の負担増加を解消するため、これまでの校務のあり方を見直し、効率化を図ります。</p>
<p>(3) 学校運営に参加できる仕組みの充実と家庭・地域・学校の連携・協働</p> <p>全学校に「学校運営協議会」を設置し、保護者や地域の人たちが責任と権限を持って学校運営に参画できる仕組みの充実を図り、「地域とともにある学校づくり」を推進します。</p> <p>また、学園構想を取り入れ、それぞれの地域性を大切にしながら、家庭や地域が中心となった組織「学園小中一貫CS委員会(学校教育支援部・家庭教育支援部・地域教育支援部)」と教職員が中心となった組織「学園小中一貫CS推進協議会(学習指導部会・生徒指導部会・うらスタ部会及びCS担当)」がお互い連携・協働して、地域総ぐるみで子どもたちを育みます。</p> <p>さらには、「学園小中一貫CS推進協議会」の3部会と各学校の校務分掌が統一したものとなるよう組織改善の推進を図ります。</p>
<p>(4) 学園・学校評価の実施</p> <p>学園・学校評価を担う組織として設置した学園評価委員会を中心に、「うらほろの育みアクションプラン」の取組状況等の実態把握をもとに「熟議」を重ね、アクションプランの課題設定、論点整理を進め、検証改善サイクルによる改善を図ります。</p>
<p>(5) 生涯学習の推進</p> <p>一般社団法人十勝うらほろ楽舎と連携し、今後さらに活用されるデジタルツールを用いることで、遠隔による交流・学習を行いながら地域課題に対し、共に学ぶ機会を充実させるため、公民館や図書館、博物館などの社会教育施設を有効活用し、青少年教育事業への参加促進など、多様な学びを推進する社会教育と学校教育の連携事業を進めていきます。</p>
<p>(6) 地域住民の参画や協働による地域学校協働活動の推進</p> <p>家庭や地域との確かな連携を確立するため、望ましい生活習慣・学習習慣の定着、長期休業中の学習サポート及びインターネット環境のルールづくりを進め、保護者との情報交流の場の充実や、地域人材などを活用した体験活動および効果的な授業や教材の開発に努めるとともに、うらほろスタイル教育の推進ため、「小中一貫CS委員会」や「小中一貫CS推進協議会」と浦幌町地域学校協働本部との一体化を図り、互いの連携を強化することで、学校と地域をつなぐコーディネート機能を充実化し、地域総ぐるみで子どもたちを見守ることで「生きる力」を育んでいきます。</p>

基本目標1 魅力ある学校づくりと地域総ぐるみの教育

施策項目2 開かれた学校づくりの展開

北海道教育推進計画 施策項目19 地域と学校の連携・協働の推進

1 現状と課題

平成22年11月3日に制定した「浦幌町教育の日」は、日を特定せずに、年間を通して子どもたちを中心とした取組を行っています。

「地域総ぐるみで『生きる力』を育もう」をキャッチフレーズに、次代を担う子どもたちの教育について考え、温かく見守り、大切に育て、幸せな人生を送ってほしいという願いを込めて、家庭、学校、地域及び関係機関が一体となって、小中一貫コミュニティ・スクールの取組と連動した活動を推進しています。

また、学校は教育活動に関する情報を積極的に発信するとともに、家庭や地域社会、公民館等の関係機関との連携を図り、地域人材の積極的な活用や地域学校協働活動を通して地域に開かれた学校づくりに努めています。

校長の明確な学校経営ビジョンのもとに、目的意識を持った学校評価の実施・公表に努めるとともに、学校運営協議会委員はもとより、保護者や地域などから広く意見を取り入れた学校運営に努めています。

2 施策の概要

学校を核とした地域づくりを推進するため、地域活動を活性化させ、学校・地域への関心や理解、課題を共有する関係を深めていきます。

家庭・学校・地域及び関係機関が一体となって子どもたちの生きる力を育むため、保護者や地域の人たちが学校運営に参画したり、学校とともにある地域づくりに参画したりするなど、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進します。

このため、学園評価委員会を中心に学園・学校評価を適切に実施して、学園・学校改善を促すとともに、学校運営協議会や地域学校協働本部の活性化に努めていきます。

3 施策の主な取組

(1) 浦幌町教育の日の取組の推進

浦幌町教育の日実践交流会を継続して開催し、学校・地域への関心や理解、課題を共有する関係を深め、地域総ぐるみで子どもたちに「生きる力」を身に付けていきます。

(2) 学校評価、情報提供の推進

学園評価委員会を中心に「うらほろの育みアクションプラン」振り返りアンケート・評価シート結果の検証・分析に基づいた学園・学校改善を進め、PDCAサイクルに基づいた学園・学校評価の充実と地域への情報提供及び情報交換の場の提供を推進します。

(3) 地域学校協働本部との連携・協働

学校教育活動に対する地域・学校協働コーディネーターの積極的な活用を継続しながら、学校運営協議会との両輪の組織である浦幌町地域学校協働本部と連携・協働して、地域総ぐるみで子どもたちの「生きる力」を育んでいきます。

(4) 学校運営への参画の推進

保護者・学校運営協議会委員はもとより、新規移住者や若者、高齢者など地域住民が学校経営(行事)に積極的に参画できる・参加しやすい体制づくりをさらに進めていきます。

施策項目3 危機管理に基づいた学校経営の推進

北海道教育推進計画 施策項目21 安全・安心な教育環境の構築

1 現状と課題

学校には、自然災害をはじめ、いじめや問題行動、登下校時の事件・事故、不審者の侵入やインターネット上の違法・有害情報による犯罪被害など多くの危機が潜んでおり、本町において特に重大な事故等は発生していませんが、全国的に児童生徒が被害に遭う事件・事故・災害の発生が後を絶たない状況であることから、絶えず災害等の発生を想定した危機管理マニュアルの不断の見直しと、これに基づく危機管理体制を確立し、迅速かつ誠意ある組織的対応に努める必要があります。

また、近年においては、地震や気温の上昇、大雨や暴風雪による風水害等の自然災害が多く発生していることから、防災意識を高め自らの命を守る必要な知識を身に付けさせる必要があります。

教職員においては、PDCAサイクルに基づいた学校経営に取り組み、学校経営への参加意欲の高揚を図るとともに、組織としての機能を高め、緊張感とスピード感を持って学校の教育課題を解決していくことが求められています。

2 施策の概要

児童生徒が犯罪や交通事故、自然災害等から身を守ることができるよう、発達段階に応じた、防災教育・交通安全教育・防犯教育に取り組み、必要な知識を身に付けるなど危機対応能力を育成するとともに、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、地域の実情に応じた実効性ある取組を進め児童生徒の安全確保に取り組みます。

また、学校管理職が学校の課題を的確に捉え、経営者としてリーダーシップを発揮できるよう、学校組織の活性化に向けた取組を推進します。

3 施策の主な取組

(1) 生活安全に関する教育の充実

登下校時や日常生活で起こる事故の発生原因と安全確保の方法について学校教育活動全体を通じて理解させるとともに、防犯教室及び防犯訓練を実施するなど、保護者や地域の関係団体等と連携して防犯への意識高揚を図る取組を推進します。

(2) 交通安全に関する教育の充実

浦幌町通学路交通安全プログラムに基づき登下校の安全を確保するとともに、通学路における危険箇所の把握及び警察や道路管理者等と連携した危険箇所の合同点検を実施するなど、学校の危機管理体制の整備充実を図ります。

(3) 災害安全に関する教育の充実

浦幌町防災計画を踏まえた危機管理マニュアルの点検・見直しなどを通じて、教職員や児童生徒、保護者に対し、避難経路や避難場所をしっかりと理解させるとともに、児童生徒が状況に応じて適切に行動する力を育みます。

また、地域の自然条件や学校の活動場面に応じて、想定される被害を考慮した一日防災学校など、体験的な防災教育の実施を促していきます。

(4) 校内体制の充実

学校改善に関する考え方を学校管理職が共有し、リーダーシップを持って包括的な学校改革と実践的な校内研修を進めていきます。

また、食物アレルギー対応方針に基づき、緊急時の対応に備えるための校内体制を整備し、充実に図ります。

基本目標1 魅力ある学校づくりと地域総ぐるみの教育

施策項目4 学びの環境づくり

北海道教育推進計画 施策項目 1 SDGs・ESDの推進
施策項目13 ICTの活用推進
施策項目18 学びのセーフティネットの構築
施策項目21 安全・安心な教育環境の構築

1 現状と課題

学校施設は、多くの児童生徒等の学習・生活等の場であるとともに、災害等の際の地域住民の応急避難所等としての役割を果たすことから、安全性を確保することは極めて重要です。

このことから環境等に配慮した学校施設の整備を進める一方で、老朽化している施設は増加しており、長寿命化改修等による整備が必要となっています。

また、学校における情報化の対応や多様な教育活動を展開するため、教育設備の整備充実に取り組む必要があります。

児童生徒の学びの機会を保障するため、高校生に対する就学費補助金や通学費等補助金制度、特別支援学級在籍者に対する就学援助制度等について、制度の適正な運用と、児童生徒や保護者等への就学に係る経済的支援を推進しています。

2 施策の概要

安全・安心な学習・生活環境を確保するとともに、時代の変化や多様化する教育内容・方法に対応するため、学校施設・設備の整備を進めます。

経済的理由等により就学の機会が損なわれないよう、支援を必要とする児童生徒や保護者等への就学に係る経済的支援を継続します。

3 施策の主な取組

(1) 学校の施設・設備の整備充実

学校施設の老朽化対策として、「浦幌町公共施設等総合管理計画」に基づき令和3年3月に策定した「学校施設長寿命化計画」により、長寿命化改修等を計画的に実施し、耐用年数以上の長期間の使用に努めるとともに、トイレや手洗い場など、利用する世代の時代に合った設備への改修を進めます。

また、近年続いている夏場の高温化対策として、未設置個所に空調設備を増設し、児童生徒の熱中症対策に努めるとともに、夏季期間におけるさらなる快適な学びの場の提供に取り組みます。

(2) ICTの活用推進

GIGAスクール構想によって整備されたICT環境の適切な維持管理と、快適な利用環境を確保するため、端末も含めた機器等の定期的な更新を実施していきます。

また、「個別最適な学びと協働的な学び」の実現に向け、ICTを活用した情報活用能力の育成に努めるとともに、端末の効果的な活用方法についての検証改善に取り組みます。

感染症や災害発生などの非常時における教育活動の継続について、ICTを活用し学びを保障する環境の整備に努め、通信環境が整っていない家庭に対するルーターの貸与など、家庭でのICTを活用した学びを支援します。

(3) 環境・健康等に配慮した施設の整備

再生可能エネルギーの活用等による、環境負荷の低減に資する教育施設を目指し、ゼロカーボン実現に向けた環境整備に努めます。

また、校舎のバリアフリー化に向けた取組を進め、災害等の避難所としての役割も含め、学校を利用する方の多様性に配慮した施設整備を図ります。

(4) 就学に係る経済的支援の推進

要保護児童生徒及び準要保護児童生徒に対する就学援助制度をはじめ、高校生に対する就学費補助金や通学費等補助金制度、特別支援学級在籍者に対する就学援助制度等について、制度の適正な運用と、児童生徒や保護者等への就学に係る経済的支援の推進を図ります。

基本目標1 魅力ある学校づくりと地域総ぐるみの教育

施策項目5 上浦幌地区の学校教育のあり方

北海道教育推進計画	施策項目 1 SDGs・ESDの推進
	施策項目 2 幼児教育の充実
	施策項目 3 新しい時代に必要となる資質・能力の育成(小・中学校)
	施策項目 6 STEAM教育の推進
	施策項目11 ふるさと教育の充実
	施策項目19 地域と学校の連携・協働の推進

1 現状と課題

上浦幌地区の児童生徒が減少していく中、9年間を見通した教育目標のもとで、系統性、連続性を重視した教育を行うことで、将来に生きる「思考力・判断力・表現力」等の育成を図るとともに、地域社会と連携・協働することで、社会人として必要な資質や能力など生きる力を育む、これらを実現するために、上浦幌地区の学校教育のあり方について、検討・協議を進め、教育設備・教育環境の一層の向上・充実に取り組む必要があり、これら検討・協議を進めた結果、上浦幌中央小学校・上浦幌中学校を閉校し、新たに義務教育学校を設置します。

2 施策の概要

義務教育9年間を連続した教育として捉え、地域で学ぶ子どもたちの学びの環境を維持し、地域の核となる、安全・安心な学習・生活環境を確保するとともに、時代の変化や多様化する教育内容・方法に対応するため、学校施設・設備等の整備を進めます。

上浦幌学園では、学習指導要領の理念である「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」で構成される「生きる力」の育成に向けて、学園目標「ふるさとを思い、将来を切り拓く“心”ある子ども」を掲げ、「目指す学園生像」に向けて、学校・家庭・地域・児童生徒がそれぞれ、アクションプランに基づき取り組んでいます。

また、合同運動会、交通安全街頭キャンペーン及びふるさと学習「知愛の時間」など、多くの取組を小・中学校が連携して実施しており、小学校から中学校にかけての接続部分の円滑化を図っていますが、年々児童生徒数が減少している状況を踏まえ、9年間を見通した教育目標のもとで、系統性、連続性を重視した上浦幌らしい教育環境の充実・改善を図ります。

3 施策の主な取組

(1) 上浦幌地区の学校教育のあり方

減少していく児童生徒数の状況を踏まえ、保護者、地域及び教職員等と望ましい上浦幌地区の学校教育のあり方について検討・協議を進めた結果、上浦幌中央小学校・上浦幌中学校を閉校し、新たな義務教育学校の設置に向け、具現化を図ります。

(2) 学校の施設・設備の整備充実

現行施設の改築・増築等、地域のニーズに応じた、学びの環境整備・学校設備の充実を図ります。

(3) 9年間を見通した教育課程等の充実

9年間を見通した系統性・連続性を重視した教育課程の編成、小・中学校教職員の相互乗り入れによる中一ギャップの緩和、異学年交流・活動等、小規模校の特性を生かした教育の充実を図ります。

基本目標1 魅力ある学校づくりと地域総ぐるみの教育

施策項目6 部活動の地域移行に向けた取組の推進

北海道教育推進計画 施策項目 8 体力・運動能力の向上

施策項目17 働き方改革の推進

施策項目22 芸術文化活動の推進

1 現状と課題

令和4年12月に、スポーツ庁並びに文化庁が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動のあり方に関するガイドライン」を策定し、休日の公立中学校の部活動を地域活動へ移行する方向性を示しました。

少子化により、学校の生徒数の減少が進み、子どもたちが希望する部活動の設置が困難なケースや、人数不足により大会に参加することができないなど、活動への影響がみられています。

また、休日の指導や大会への引率などの教員の超過勤務の解消を図り、深い生徒理解や授業の質を高めしていくことも課題となっています。

2 施策の概要

部活動の地域移行は、生徒の望ましい成長のために、地域の実情に応じスポーツ・文化活動等の最適化を図り、学校関係者等と必要な連携を図りつつ、地域での持続可能で多様な活動ができる環境を整えます。

3 施策の主な取組

(1) 地域移行推進協議会の設置

推進協議会を設置します。(委員構成:町立学校の管理職及び教員、小・中学校の保護者、スポーツ・文化団体所属員、学識経験者等)

(2) 休日の部活動地域移行への検討

協議会において、休日の部活動から段階的に地域に移行することを基本として、現状と課題等を協議検討します。

(3) 課業日における部活動の検討

休日の部活動の地域移行後に、課業日における持続可能な環境整備等についても検討します。

(4) 持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境の整備

将来にわたり児童生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備について検討します。

児童生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の実情に応じ児童生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図ります。

施策項目7 SDGs・ESDの推進

北海道教育推進計画 施策項目1 SDGs・ESDの推進

1 現状と課題

SDGs(持続可能な開発目標)は浦幌町第4期まちづくり計画の基本構想にも盛り込まれており、持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。

その達成のため、子どもから大人まですべての町民が、現代社会における地球規模の様々な課題を自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動の変容をもたらすESD(持続可能な開発のための教育)の効果的な推進が求められています。

また、学習指導要領においても、これからの学校教育や教育課程の役割として「持続可能な社会の創り手」となることができるようにすることが掲げられ、ESDの理念が組み込まれる形となり、これからは、全ての学校においてESDが推進される必要があります。

2 施策の概要

教育基本法と持続可能な社会の構築の観点が入り込まれた新しい学習指導要領等に基づき、ESDの考え方に沿った教育を行います。

学校と地域など多様な主体が連携したESDの実践を通して、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらす、持続可能な地域コミュニティの構築を目指します。

3 施策の主な取組

(1) 持続可能な社会の創り手を育む主体的・対話的で深い学びの実現

「地域への愛着を育む事業」の「ふるさと学習」、「キャリア教育」及び「農村つながり体験事業」の「小学生民泊」といった、地域の環境や人材等の教育資源を活用した体験的な学習活動やSDGsの視点に立った環境教育を促進します。

(2) ESDの視点に立った教育活動の展開

児童生徒一人一人が、持続可能な社会づくりに関わる課題を通して多面的、総合的に探究していく学習活動を推進し、その過程で自分と他者が時間や場を共有しながら互いに学び合い、つながりあうことで、関心を高めたり認識を深めたりするだけでなく、身に付けた能力や態度を行動に移していくことや生活や、社会における実践につなげられるような教育活動を展開します。

(3) ESDの実践を通じた地域づくり

組織間、地域間、他世代間が連携した活動を推進し、互いに学び合い、地域の課題に対して協働で取り組むことで、持続可能な地域コミュニティの構築を目指します。

基本目標2 確かな学力

施策項目8 望ましい生活習慣・学習習慣の定着

北海道教育推進計画 施策項目 1 SDGs・ESDの推進
施策項目 9 健康教育・食育の充実
施策項目10 道徳教育の充実
施策項目19 地域と学校の連携・協働の推進

1 現状と課題

基礎的・基本的な知識や技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成、学習意欲の向上や学習習慣の定着を図る上で、基本的な生活習慣の定着は欠かすことができません。

地域総ぐるみで、危機意識や課題認識を共有し、地域全体で子どもたちに望ましい生活リズムを取り戻すために宣言した「スマホ・ゲーム機使用のルール」に基づいた実践を展開して、望ましい生活リズムの改善及び学習習慣の定着を図るとともに、「早寝・早起き・朝ごはん(あいさつ・ノーテレビデー)」運動をより一層推進する必要があります。

2 施策の概要

「スマホ・ゲーム機使用のルール」に基づいた家庭のルールを親子で話し合っ決めて、その実践によりできた時間を「読書・家庭学習・親子の会話」など有効に活用し、家庭において子どもたちが望ましい生活習慣を身に付け、心身の調和のとれた発達が図られるよう、家庭教育に関する学習機会の提供を通じて、家庭の教育力の向上を図っていきます。

3 施策の主な取組

- (1) 子どもの望ましい生活習慣の確立
「スマホ・ゲーム機使用のルール」に基づいた取組の推進を図り、「生活リズムしらべ」強化週間を設け、チェックシートの結果を活用した取組の充実を図ります。
- (2) 家庭教育に関する情報提供等の充実
「浦幌町教育の日」の取組及び実践交流を通じ、保護者や親子を対象とした学習機会を提供し、学習習慣・家庭学習の定着を図るため、学校や地域と連携・協働した学習機会として「家庭教育学級」の開設、「家庭教育講演会」の開催など、家庭教育を支援するための情報提供を行います。
また、家庭においては、親子の会話、体力づくり、手伝い、体験・野外活動、自由研究など、主体的な取組を行います。
- (3) 家庭学習を生かした授業の展開
学校においては、家庭学習を生かし、主体的・対話的で深い学びのある授業への改善を図ります。
- (4) 「早寝・早起き・朝ごはん(あいさつ・ノーテレビデー)」運動の推進
地域においては、当該運動を積極的に推進し、登下校の見守り、体験・集団活動、少年団・部活動などの取組を行います。

基本目標2 確かな学力

施策項目9 組織的・計画的な授業改善

北海道教育推進計画 施策項目 1 SDGs・ESDの推進
施策項目 3 新しい時代に必要な資質・能力の育成(小・中学校)
施策項目 6 STEAM教育の推進
施策項目12 グローバル人材の育成
施策項目13 ICTの活用推進

1 現状と課題

「全国学力・学習状況調査」において、北海道の学力は、改善の傾向が見られるものの、平均正答率が多い教科で下回り、上位の県と比べて大幅に低いという状況が続いています。

本町においては、小学校・中学校いずれも全国・全道平均を上回る教科や下回る教科があるなど、年度や教科によって差が出る事が多く、安定した学力向上とまでは至っていない状況にあります。

また、外国語教育においては、グローバル化が急速に進展する中、外国語を通じて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成することが求められています。

情報教育においては、情報化が急速に進展する中、将来の社会生活や職業生活を見据え、子どもたちにはICTなど技術に対応する能力や情報を活用する能力を身に付けさせる必要があります。

2 施策の概要

子どもたちの知識と理解の質を高め、確かな学力を育むために、各学校において、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進するとともに、「全国学力・学習状況調査」等の結果を踏まえた継続的な検証改善サイクルの確立を進めていきます。

国際社会において主体的に行動できる資質・能力を育成するため、外国語指導助手(ALT)との対話やコミュニケーションの充実を図り、国際理解や英語による日常的なコミュニケーションができる力を育成する取組を進めていきます。

情報社会に対応する能力を育成するため、情報モラルを含む適切な情報活用能力を身に付けさせるとともに、ICT等を活用した「個別最適な学びと協働的な学び」の実現のため、教職員の指導力向上と各学校の機器の整備充実を図っていきます。

3 施策の主な取組

(1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

授業の中で学習の目標を示し、授業の最後に学習を振り返る活動や、自分の考えを発表したりグループで話し合ったりする活動を取り入れるなど、「主体的・対話的で深い学び」を実現できるよう、学校全体で授業改善に取り組む体制を整備していきます。

(2) 学力向上に向けた検証改善サイクルの確立

「全国学力・学習状況調査」の結果を分析し、学力向上に向けた教育活動の検証と改善に組織的に取り組むなど、すべての教職員の参加によって教育内容の質の向上を図る検証改善サイクルの確立に努めていきます。

(3) 外国語教育の充実

外国語指導助手(ALT)の2名体制を継続し、小学校、中学校に各1名を配置します。

「CAN-DOリスト」を活用し、学習到達目標の達成状況の把握による指導の改善に努めます。

小学校では、児童が外国語に慣れ親しみ、外国語の技能を総合的・系統的に学ぶことができるようにするため、外国語教育の指導体制の整備に取り組みます。

中学校では、生徒が国際理解や英語による日常的なコミュニケーションへの関心や意欲を高めることができるようにするため、英会話に繰り返し挑戦できる機会の拡充に取り組みます。

また、自ら積極的に英語能力の向上を図る機会として実用英語技能検定に取り組むため、受検料を補助するなどの支援を引き続き行います。

(4) 情報活用能力の育成

情報及び情報技術を適正かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために、必要な資質・能力を身に付ける学習指導の充実を図ります。

小学校段階では、キーボード等による文字の入力や電子ファイルの保存・整理などの基本的な操作を確実に身に付けるための学習活動や、プログラミング的思考を育む教育活動の充実を図ります。

中学校段階では、小学校段階での基礎の上に、情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動の充実を図ります。

(5) 学習者用デジタル教科書の効果的な活用

学習者用デジタル教科書の整備を進め、効果的な活用に向けた取組を進めていきます。

また、必要に応じAIDリル等の導入も検討し、端末を活用した授業改善を図るとともに、AIDリル等を活用した家庭学習への取組を進めていきます。

(6) 家庭における望ましい学習習慣づくりの支援

浦幌町教育研究所編集の「浦幌町家庭学習のすすめ」を活用し、家庭学習の習慣化を図っていきます。

また、図書館をはじめ関係機関との連携・協力により読書活動を推進し、読書を通して言語に関する関心を高める活動を進めていきます。

(7) 小中学校における学力向上対策

児童一人一人の学習の習熟度の違いを把握し、個に応じた指導方法により学力向上を図るため、指導方法工夫改善加配教員の配置継続について、北海道教育委員会と協議を進めます。

また、個々の学習段階に応じた学習の定着を振り返り、さらなる学力向上を目指す機会として、漢字能力検定や実用数学(算数)技能検定に取り組むため、受検料を補助するなどの支援を行います。

小学校高学年においては、教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導と授業の質の向上を図るため、教科担任制度の導入を目指します。

施策項目10 特別支援教育の推進

北海道教育推進計画 施策項目5 特別支援教育の推進

1 現状と課題

近年、特別支援学級に在籍する児童生徒が増加している中、学校全体で特別支援教育の専門性の向上を図るとともに、幼児期から学校卒業まで切れ目の無い一貫した指導や支援を行う必要があります。また、児童生徒の将来の自立や社会参加に向けて、障がいの重度・重複化、多様化に対応した適切な指導及び支援に努めていく必要があります。

2 施策の概要

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、幼少期から学校卒業まで切れ目の無い一貫した指導や支援が行われるよう、各学校間はもとより、学校と家庭、地域、関係機関等が連携して取り組む体制の整備を進めるとともに、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図り、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行う特別支援教育を推進します。

3 施策の主な取組

- (1) 切れ目の無い一貫した指導や支援の充実
学校と家庭、地域、関係機関等との連携のもと、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成・活用し、長期的な視点で教育的支援を行う取組を推進します。
- (2) 障がいのある子どもの学びの場の充実
共生社会への形成に向けた交流及び共同学習の充実に努め、インクルーシブ教育システムを構築するための特別支援教育を推進します。
ユニバーサルデザインの視点を取り入れた指導の工夫と合理的配慮の提供、ICT機器の活用による学習支援など、一人一人の障がいの状況等に応じた指導や支援を行っていきます。
- (3) 保育園、小学校、中学校の連携による特別支援教育の充実
浦幌町特別支援教育連携ネットなどの関係機関と連携し、定期的な情報交流を行うなど効果的な教育的支援を行っていきます。
- (4) 教育支援委員会による適切な就学指導
個別の教育的ニーズのある児童及び生徒の適切な就学を図るため、教育委員会における教育相談体制について、本人・保護者に対する十分な情報提供と、本人等の意見を最大限尊重し、本人等と教育委員会並びに学校が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行い、教育支援委員会による適切な就学指導を行います。

施策項目11 道徳教育の充実

北海道教育推進計画 施策項目10 道徳教育の充実

1 現状と課題

幼少期の教育も含め、小学校、中学校、高等学校を通じて、人格の完成及び国民の育成の基盤となる道徳教育の充実が求められています。

また、自制心や規範意識の希薄化、生活習慣の確立が不十分であることなど、子どもたちの心と体の状況に関わる課題が多く存在する中、互いに尊重し、共に支え合いながら社会の一員として成長していくためには、家庭・地域と連携しながら、規範意識や倫理観、命を大切にする心や思いやりの心を育む必要があります。

2 施策の概要

子どもたちに規範意識や相互に個性や立場を尊重する態度、生命を大切にする心や思いやりの心など豊かな心を育むため、教員の指導力の向上を通して道徳科の授業改善を推進し、道徳教育の充実を図るとともに、発達段階に応じて人権に関する正しい知識を深め、自他を尊重する態度を育成する人権教育の取組を進めます。

3 施策の主な取組

(1) 道徳教育の充実

よりよく生きるための道徳性を養う「考え、議論する道徳」の実現に向け、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、道徳科の指導方法等の工夫改善に向けた校内研修を充実させ、指導体制の確立を図ります。

(2) 人権教育の充実

誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接し、多様性の尊重や価値観の異なる他者との共生の実現に向けた人権教育を学校の教育活動全体を通して展開します。

基本目標3 豊かな心

施策項目12 ふるさと教育の推進

北海道教育推進計画 施策項目 7 キャリア教育の充実
施策項目11 ふるさと教育の充実

1 現状と課題

本町の未来を担う人材を育てる上で、郷土を愛し、発展させていこうとする気持ちを育むことは重要であり、学校教育におけるふるさと教育の一層の充実を図っていく必要があります。

また、「一般社団法人 十勝うらほろ楽舎(地域・学校協働コーディネーター等)」をはじめ、まちづくりを推進する関係組織と連携して、ふるさとに学ぶ学習や農・林・水産業などを体験する学習、環境保全に関する学習などに引き続き取り組んでいく必要があります。

2 施策の概要

自分が生まれ育った地域の豊かな自然や歴史、伝統、文化、産業等に親しみ、理解を深めるふるさと教育の充実に向け、先人の生き方に触れることなどを通じて、ふるさとへの愛着や誇りを育み、地域社会の一員としてまちづくりに関わり、ふるさとに生きる自覚を育む取組を推進します。

3 施策の主な取組

(1) 身近な地域の自然や歴史、伝統、文化、産業等の理解の促進

小学校5年生対象の農林漁家での民泊体験の活動を通じ、食の大切さを学ぶとともに、豊かな人間性や社会性を育みます。

また、中学生においては、地域の人材の活用や商工会・企業との連携による職場体験などのキャリア教育を推進し、望ましい職業観や勤労観を身に付けるとともに、主体的に進路を選択する能力や態度を養います。

(2) 「うらほろスタイル教育」の推進

「地域への愛着を育む事業」の「ふるさと学習」、「キャリア教育」及び「農村つながり体験事業」の「小学生民泊」については、「うらほろ子ども食のプロジェクト」など地域組織の協力を得ながら、「うらほろ教育推進会議」が中心となって推進し、「一般社団法人 十勝うらほろ楽舎」が行う、「子どもの思い実現事業」、「高校生つながり発展事業」に協力し、地域の魅力発見を通して、子どもたちに自信と誇りを持たせ、郷土浦幌への愛着を育み、地域の未来を担う子どもたちの育成を進めます。

(3) 北方領土やアイヌの人たちの歴史や文化等に関する教育の充実

北方領土やアイヌの人たちの歴史や文化等に関する教育を進めるため、関連する教材などを活用しながら学習に対する指導の充実を図ります。

基本目標3 豊かな心

施策項目13 読書活動の推進

北海道教育推進計画 施策項目1 SDGs・ESDの推進

施策項目3 新しい時代に必要となる資質・能力の育成(小・中学校)

1 現状と課題

読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするものであり、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で大切です。

また、豊かな心を育むことやよりよい人間関係を形成する上で、言語能力が重要であり、また、不登校や中途退学の要因・理由としても、児童生徒の人間関係を形成する力やコミュニケーション能力に関するものが挙げられることから、各教科において言語活動の充実を図る必要があります。

2 施策の概要

浦幌町子どもの読書活動推進計画を踏まえ、学校・家庭・地域における読書活動を推進し、子どもの読書習慣の確立に努めるとともに、町立図書館や学校図書館における読書環境の充実を図ります。

児童生徒が自分の考えを持ち、表現しながら考えを形成・深化させたり、よりよい人間関係を形成したりすることができるよう、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動等における言語活動の充実を図るとともに、コミュニケーション能力を高める学習活動の充実に向けた取組を推進します。

3 施策の主な取組

(1) 学校・家庭・地域における読書活動の推進

親子で読書に取り組む「家読(うちどく)」の推進や、学校で取り組む「朝読(あさどく)」などを通じて、家庭等での読書活動の充実を図ります。また、図書館の巡回図書配本において、各公民館や小中学校での読書推進活動の支援に努めます。

学校における読書環境の充実を図るため、学校司書の配置に努めます。

ボランティアサークルの活動の支援、お話し会、読み聞かせ、ブックスタートなどを開催するとともに、浦幌町読書感想文コンクール、図書館たなばたまつりや図書館まつりを継続開催することで、子どもが読書に親しむ機会を増やす取組を実施するなど、地域における読書活動の促進を図ります。

(2) 言語活動の充実

言語能力の確実な育成のため、発達の段階に応じた、語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど、情報を正確に理解し適切に表現する力の育成が図られるよう、各学校における言語活動の充実を推進します。

(3) コミュニケーション能力を高める学習活動の充実

児童生徒が互いの考えや気持ちを認め合い、思いや考えを適切に表現することができるよう、児童生徒が説明をする場面や、ペアでの意見交換、ディスカッションやディベートなど、児童生徒間の交流に関する効果的な指導に対する取組を推進し、よりよい人間関係を形成するために必要な社会的スキルの育成とコミュニケーション能力を高める学習活動の充実を図ります。

基本目標3 豊かな心

施策項目14 いじめや不登校の未然防止、早期発見・早期解消

北海道教育推進計画 施策項目14 いじめ防止の取組の充実
施策項目15 不登校児童生徒への支援の充実

1 現状と課題

本町では、いじめ・暴力行為の重大事案については発生していないものの、いじめほどの児童生徒にも生じるという認識に立ち、ささいな変化や兆候を見逃さず、緊張感を持って積極的に認知することが求められています。

また、不登校の事案については減少しているものの、不登校傾向の事案は毎年発生している状況にあることから、早期からの支援が重要であるという認識に立ち、要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、関係機関が情報共有し、組織的・計画的に取り組むことが求められています。

近年は、パソコンやスマートフォン等でのひぼう中傷や嫌なことをされるなどのインターネット上でのいじめもあることから、情報モラル教育の充実はもとより、学校、家庭、地域、関係機関が連携したネットパトロールなどの継続的な取組も必要となってきています。

2 施策の概要

子ども一人一人の人格のよりよき発達を目指し、学校生活が全ての子どもにとって有意義で充実したものとなるよう、家庭・地域・関係機関と連携し、生徒指導・教育相談の充実に取り組めます。

また、浦幌町いじめ防止基本方針を踏まえ、いじめや不登校、暴力行為などの問題行動の未然防止、早期発見・早期対応に向け、児童生徒の人間関係を築く力の育成、関係機関との連携した支援体制の整備・充実に取り組むとともに、インターネット上のいじめなどのトラブルから児童生徒を守る取組を推進します。

3 施策の主な取組

(1) いじめへの取組の充実

いじめの未然防止の取組を進めるため、児童生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論する主体的な活動を推進します。

インターネット上のいじめなどのトラブルから児童生徒を守るため、学校、家庭、関係機関など、地域社会が連携を図り、インターネット等の危険性についての指導やスマートフォン等のフィルタリングの徹底、ネットパトロールの実施などの取組を推進するほか、インターネット使用に伴うルールや注意事項など、家庭等におけるルールづくりを一層進めます。

教育相談電話「ひまわり」等の活用について積極的に周知し、いじめなどの早期発見・解消に努めます。

(2) 不登校への取組の充実

不登校児童生徒へのきめ細やかな支援を行うため、学校内外でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを活用した専門的な相談や指導が受けられるように、学校、家庭、福祉関係機関等が連携した地域ぐるみの支援体制の整備充実を図ります。

ICTを活用した別室登校や家庭とつなげた授業を推進するなど、不登校傾向の児童生徒へのきめ細かな支援を実施していきます。

(3) いじめ・不登校に対する学校体制の充実

小中一貫教育を進めていく中から、「小1プロブレム」、「中1ギャップ」などの心の悩みによる不登校やいじめなどの未然防止に向け、保・小・中学校間での連携を深めていきます。

子どもたちがいじめの被害者にも加害者にもなることなく、安心して過ごせる居場所づくりを推進するとともに、子どもと教員の信頼関係構築や、子どもたちの共同的な活動を通じた「絆づくり」の構築に向けた取組を進めていきます。

障がいや性的マイノリティについての理解を深める取組として、児童生徒への適切な情報の提供や相談体制の充実を図るなど、差別や偏見の無い安心して過ごせる環境づくりに努めます。

(4) いじめ防止対策の取組の充実

学校、家庭、関係機関と連携し、児童生徒の命は絶対に守るという強い信念のもと、いじめ防止対策法に基づき、学校いじめ防止基本方針を踏まえた実効性ある取組を進めます。

基本目標4 健やかな体

施策項目15 体力・運動能力の向上と食育の充実

北海道教育推進計画 施策項目8 体力・運動能力の向上
施策項目9 健康教育・食育の充実

1 現状と課題

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、北海道の結果は小・中学校のいずれにおいても全国平均を下回る傾向にあり、依然として上位の県と比べ低い状況にあります。

本町においては、実施年度において大きく差があるものの、近年は全国平均を大きく上回る種目も多くあるなど、体力・運動能力の向上が図られ成果が表れているものと考えられます。子どもの体力は、健康の保持増進や学習意欲、気力といった精神面の充実にも大きく関わっていることから、子どもたちが運動やスポーツの楽しさや喜びを味わい生涯にわたって豊かに実践していくことができるよう、学校における体育・保健に関する指導の一層の充実を図り、学校、家庭、地域が連携した運動習慣や望ましい生活習慣の定着が求められています。

また、食習慣に関して、栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食生活の乱れ等に起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギー等の健康課題が見られるほか、食品安全性の確保や食品ロス削減等の食に関わる課題が顕在化していることから、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校において食育を推進することが求められています。

地域の自然や文化、産業等に理解を深め、食への感謝の念を育むとともに、地産地消の推進を図るため、学校給食における地場産物の活用が求められています。

2 施策の概要

子どもたちの体力・運動能力の向上を目指し、学校における体育・保健授業の改善及び体力向上の取組を一層推進するとともに、学校・家庭・地域が連携を深めながら、手軽な運動の普及や運動に親しむ機会をつくるなどの取組を進めます。

また、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせるため、栄養教諭が中心となり、養護教諭等と連携を図りながら学校や学校給食センターにおける食育を推進するとともに、安全で安心な学校給食を提供するため、地場産物を活用した学校給食の充実と衛生管理の徹底を図ります。

3 施策の主な取組

(1) 学校における体力づくりの推進

「新体力テスト」などの活用により、実態を把握し、運動に親しみながら体力や運動能力の向上に努めるとともに、「1校1実践」や「どさんこ元気アップチャレンジ」などの取組を進め、自ら進んで運動に親しむ資質や能力の育成に努めていきます。

(2) 家庭や地域が一体となった児童生徒の運動機会の充実

冬季における運動機会の充実も含め、年間を通じて運動やスポーツに親しみ、より一層好きになることができるよう、地域で開催されるイベント等への参加を推奨するとともに、家庭・地域が連携を図り体力向上の取組を充実させます。

(3) 学校給食センターを活用した食育の推進

学校教育活動を通じた食に関する指導の充実が図られるよう、栄養教諭が中心となり、養護教諭等と連携を図りながら食育推進体制の整備を学校や給食センターを活用して推進します。また、「浦幌みのり給食」を通じて、地場産物を活用した学校給食の充実を図ります。

(4) 安全・安心な学校給食の充実

栄養教諭や調理員を対象とした研修への参加などにより、学校給食関係者の衛生意識の向上と給食調理場の衛生管理を徹底するための取組を進め、学校給食の安全性の確保を図ります。

基本目標4 健やかな体

施策項目16 健康教育・環境教育の推進

北海道教育推進計画 施策項目9 健康教育・食育の充実

1 現状と課題

生活習慣の乱れやアレルギー疾患の増加、メンタルヘルス問題など、児童生徒の健康に関わる課題が多様化しており、学校、家庭、地域が連携・協働して社会全体で子どもの健康づくりに取り組んでいくことが求められます。

また、情報化社会の進展により、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になっており、子どもたちが、健康情報や性に関する情報等を正しく選択して適切に行動できるようにするとともに、薬物乱用防止等を徹底することが求められています。

環境問題については、地球温暖化による気候の変化や、環境破壊による生態系の変化など、人間活動と自然環境との関係性や資源の大切さについて、学校教育を通じて再認識していくことが必要です。

2 施策の概要

子どもたちが生涯にわたって健康な生活を送ることができるようにするため、心身の健康に関する知識や技能、適切な意思決定や行動選択などの資質や能力の育成を図るとともに、学校、家庭、地域が連携・協働して、子どもたちの健康に関する実態を適切に把握し、課題の解決を図る体制を整備します。

環境問題については自ら考え、主体的に環境に配慮して行動できる意欲や態度を育成するため、地域の特色を十分に生かした環境教育の充実を図ります。

3 施策の主な取組

(1) 健康の保持増進に関する指導の充実

健康教育の充実に向け、望ましい生活習慣の定着など、生涯にわたって心身共に健康な生活を送るための資質・能力(健康リテラシー)の育成を図ります。

フッ化物洗口の実施を推進し、歯・口腔の健康づくりの定着に向けた取組の充実を図ります。

新型コロナウイルスやインフルエンザなどの予防と蔓延防止を推進、食物アレルギー対応方針に基づき、緊急時の対応に備えるための校内体制の整備と充実を図ります。

(2) 学校、家庭、地域が連携・協働した体制の充実

アレルギー疾患やメンタルヘルスの問題など、児童生徒の健康に関する実態を的確に把握するとともに、学校保健委員会の活性化を図り、学校、家庭、地域の関係機関等との連携や、医師、薬剤師、保健師等からの健康課題に関する情報提供などを協議し、教職員の共通理解など、連携・協働した体制の充実を図ります。

(3) 性に関する指導・薬物乱用防止に関する指導の充実

喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導について、発達段階に応じた計画的・組織的な指導の充実を図ります。

また、適切な性教育について、指導の充実を図ります。

(4) 環境保全への実践的な態度の育成

学校の教育活動全体を通じて、省エネルギーやリサイクルなど資源を大切にする教育を推進するとともに、「もったいない運動」の推進を図ります。

基本目標5 資質の向上と組織の活性化

施策項目17 教職員の研修の充実

北海道教育推進計画 施策項目16 教員の養成・採用・研修の一体的な改革の推進
施策項目17 働き方改革の推進

1 現状と課題

子どもの成長を担う教職員は、グローバル化や情報化の進展など、社会の急速な変化に目を向けると、先行き不透明で予測困難な時代が到来する中、技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて探求心を持ち、新しい知識技能を学び続け、子ども一人一人の学びを最大限に引き出し、子どもの主体的な学びを支援する伴走者としての役割を果たすことを求められています。

また、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を通じて、「主体的・対話的で深い学び」を実現することにおいて、教職員の学びが子どもの学びのロールモデルとなることも必要です。

2 施策の概要

学校教育の成否は、教職員の力量によるところが大きく、子どもの心身の発達や人格形成に大きな影響を及ぼすことから、子どもたちに対して使命感を持ち、豊かな人間性や社会性、高い指導力を身に付けた教職員による学校教育を推進するため、研修のさらなる充実を図ります。

令和5年3月改訂の「北海道における教員育成指標」により示された、教職員一人一人が主体的に資質能力の向上を図る際の目標を達成できるよう、「研修記録」「自己診断シート」を活用し、教職員の「個人目標の達成」のための「個別最適な研修」の受講を推進します。

3 施策の主な取組

(1) 教職員の研修の充実

教職員の資質能力の育成・向上のため、法定研修等の計画・実施する各種の研修の受講を推進するとともに、各学校や地域の実態に根ざした校内研修の充実を図ります。

また、各学校の公開研究会や十勝教育研修センター講座、教育研究所研究大会・研修会等へ計画的に参加できる体制をつくるなど、自己研修の充実を図ります。

(2) 学校職員人事評価制度の活用と定着

教職員の資質向上と学校組織の活性化を目指し、目標管理手法による評価制度を生かすなど、実践的指導力の育成に努めていきます。

(3) 「研修記録」「自己診断シート」の活用

教職員一人一人が主体的に資質能力の向上のための学びの契機や機会がより確実に提供されるよう、「研修記録」や「自己診断シート」を活用した、日常の人材育成を推進します。

(4) 公開研究会の実施の促進

学校教育研究活動事業交付金を有効に活用し、各学校で積極的に公開研究会などを実施し、研修成果を積極的に公開するよう促していきます。

基本目標5 資質の向上と組織の活性化

施策項目18 教育公務員としての服務規律の徹底

北海道教育推進計画 施策項目16 教員の養成・採用・研修の一体的な改革の推進
施策項目17 働き方改革の推進

1 現状と課題

教職員の不祥事等の再発防止については、これまでもあらゆる機会を通し注意喚起してきたところですが、教職員による不祥事が後を絶たず、教育に対する信頼が著しく損なわれる事態となっています。

本町では、機会があるごとに校長会議や教頭会議等で教職員の服務規律の保持について通知し、各学校において徹底した指導を行い、不祥事の防止に努めています。

教育行政は、住民の信頼の上に成り立つものであり、教職員一人一人が服務規律の確保や法令遵守について高い意識を持つことが重要であり、児童生徒や保護者、地域住民から信頼される学校づくりを進める必要があります。

2 施策の概要

法令、条例、規則及び規程などに従い、教職員の法令遵守の徹底を図るとともに、不祥事の未然防止のため「コンプライアンス確立月間」の取組を進め、服務規律の徹底を図っていきます。

3 施策の主な取組

(1) 教職員の意識改革や自覚を促す指導の徹底

体罰やわいせつ行為、交通違反・交通事故、金銭事故などの不祥事の根絶に向け、「コンプライアンス確立月間」を実施するなど、モラルの高揚、未然防止のための研修を計画的、継続的に行っていきます。

確立月間においては、不祥事等の再発防止策を教職員一人一人に浸透させるため、「わいせつ行為・セクシュアルハラスメントの防止」、「体罰の防止」、「金銭事故の防止」、「個人情報の紛失防止」、「飲酒運転の根絶」などをテーマに、実効性のある研修を各学校の実情にあわせ集中的に実施し、教職員のコンプライアンス意識の向上を図ります。

(2) リーガルマインドに基づいた職場規律の保持

学校評価などを活用して保護者や地域住民の声を生かし、教育公務員としての自覚と責任を持って職務に専念するよう促します。

また、学校が保管する表簿などを適切に整備・保存するとともに、個人情報の保護に努めていきます。

(3) ハラスメント防止等に関する要綱等の策定

各種ハラスメントを防止するため、方針等の明確化とその周知・啓発や相談窓口などの相談体制整備等、雇用管理上の講ずべき措置を適切に行い、ハラスメント防止等の対策や相談対応の充実・強化を図ります。

基本目標5 資質の向上と組織の活性化

施策項目19 学校運営の改善による働き方改革の推進

北海道教育推進計画 施策項目17 働き方改革の推進

1 現状と課題

学校における働き方改革は、各学校の教育目標の実現に向けて、本来担うべき業務に専念できる環境の整備を行う必要があります。

そのため、校務の効率化や事務作業に要する時間の減少を図るための取組、学校における働き方改革の趣旨が保護者や地域の方々に浸透するよう、積極的な情報提供を行うことが重要です。

教職員の健康管理については、公立学校共済組合北海道支部と連携し、人間ドック等の健診事業の活用促進やストレスチェックの実施により、心身の健康の保持増進に努めています。

2 施策の概要

学校の組織運営体制の改善・充実が図られるよう、管理職の資質・能力の向上や学校組織の活性化に取り組めます。

また、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化や効率化を行うため、ICT環境の整備や校務支援システムの活用の促進を行い、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保できるよう、業務改善を進めます。

3 施策の主な取組

(1) 児童生徒と向き合う時間の確保

教職員が児童生徒と向き合う時間を確保できるよう、学校における働き方改革の推進に向けた「浦幌町アクションプラン」をもとに、部活動休養日、長期休業期間中の学校閉庁日、定時退勤日の設定等、学校の実情を踏まえた取組を実施することで、ワークライフバランスを意識した働き方を推進し、持続可能な学校運営体制の整備や教職員の意識改革を進めます。

(2) 教職員の時間外勤務等の縮減に向けた取組

働き方改革手引「Road」の積極的な活用やICTを積極的に活用した業務改善を推進します。

また、校務支援システムの出退勤管理機能を活用し、客観的に勤務時間の記録を行うことにより、勤務時間の適切な管理に努めるなど、時間外勤務の縮減に向けた取組を進めていきます。

(3) 部活動指導に係る負担の軽減

生徒のけがの防止や心身のリフレッシュ、教職員の過度な負担の抑止を図るため、「浦幌町立学校に係る部活動の方針」に基づく部活動休養日の実施を促進します。

また、休日の部活動の地域移行及び部活動の完全地域移行に向け、地域の実情に応じた検討と取組を推進します。

(4) 健康管理の充実

公立学校共済組合北海道支部と連携し、健康に関する啓発用資料を配付するとともに、各種健診事業の受診を促すことや、定期的に町で健康診断を実施し、その結果を迅速に伝え、各教職員自身の健康状態の把握や疾病の早期発見及び早期治療の推進に努めます。

また、教職員自身のストレスへの気づきや職場環境の改善につながるストレスチェックを継続して実施します。

施策項目20 教育関係組織のネットワーク体制の構築

北海道教育推進計画 施策項目20 生涯学習・社会教育の振興

1 現状と課題

町民の学習活動を支援していくためには、地域の独自性を重視しながら、多様な学習ニーズとそれにあった学習機会を提供し、その成果を活用した地域人材や地域学校協働活動を通して、地域や団体と学校が相互に連携・協働していくことが重要です。

そのため、地域住民と教育関係団体等のネットワーク化を図るため、浦幌町地域学校協働本部による連携・協働した事業の取組により、地域の活性化及び教育力向上と地域コミュニティの形成が必要となります。

また、町民の意見や要望等をしっかり把握するとともに、教育施策の効果の検証と改善を絶えず図りながら、学校・家庭・地域が必要とする様々な情報を広く提供するなど、開かれた教育行政を進めていくことが求められています。

2 施策の概要

生涯学習社会の確立に向け、より一層学習環境を充実させていくとともに、学習成果を生かせる構造づくりに努めていきます。

また、教育施策の点検・評価を通じて計画の推進状況をしっかりと把握し、施策の成果や課題を明らかにするとともに、「浦幌町小中一貫コミュニティ・スクール」や「浦幌町教育の日」の取組を通じて学校・家庭・地域がそれぞれの教育力を高め、相互に連携・協働を図りながら、本町における教育の充実に取り組みます。

3 施策の主な取組

(1) 生涯学習社会の確立に向けた整備・充実

社会教育関係施設を有効活用し、社会の動きや町民のニーズを的確に把握しながら、町民主体による生涯学習推進体制を推進するため、必要な整備を図ります。

(2) 学習成果を生かせる環境の整備・充実

地域学校協働活動を通して、地域住民と教育関係団体等のネットワーク化を図るため、浦幌町地域学校協働本部と学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)とが両輪となり連携・協働しながら、学習成果を活かせる環境の整備・充実を図ります。

(3) 「浦幌町教育の日」の普及・啓発

学校、家庭、地域及び関係機関が一体となり教育を進めていくための契機として捉え、相互に連携・協力を図るため、事業の周知を積極的に行いながら、広く町民の英知を結集して、本町における教育の充実に取り組みます。

基本目標6 生涯学習社会の実現

施策項目21 世代に応じた社会教育活動の充実

北海道教育推進計画 施策項目 2 幼児教育の充実

施策項目20 生涯学習・社会教育の振興

1 現状と課題

社会教育はこれまで、公民館、図書館、博物館及び体育施設を活用しながら、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の担い手の育成に努め、社会教育関係団体との連携により、幼児期、青少年期、成人期、高齢期の各時期に応じた学習機会や学習情報の提供を行うなど、住民の学習に関し重要な役割を担ってきました。

これからの新しい時代において、社会教育に求められる役割としては、趣味や教養に関わる学習機会の充実に加えて、住民や関係団体が自主的・自立的に地域の課題解決に向け積極的に参画・協働していく地域コミュニティの形成が重要となっています。

2 施策の概要

少子高齢化や人口減少が急速な勢いで進んでいる中、多様化・高度化する学習ニーズや地域課題など、様々な社会の要請に対応するための学習機会を提供するとともに、地域の実情に即した社会教育活動・誰一人として取り残さない生涯学習を推進し、学習成果をまちづくりなどに生かすため、地域の人材の育成と活用を図ります。

3 施策の主な取組

(1) 生涯各期における学習活動の促進

主体的に学び、活動することができるよう、住民のニーズに応じた様々な学習機会のプログラムの提供により充実を図ります。

(2) 住民の参画や協働による社会教育活動の推進

若い世代の社会参加を促進するため、地域の教育機関と連携し、地域の課題に取り組む団体やボランティアなどが主体的・自主的に活動できる地域コミュニティの形成を進めます。

(3) 関係機関と連携した家庭教育支援の充実

子育てするための関係機関と連携しながら、親子ふれあい公演、子育て出前ミニ講座を開催するとともに、家庭教育学級や講演会などを開催することで、学習機会や情報提供の充実を図るとともに、子どもから高齢者まで誰もが共に学びあい、人と人とのつながりを育む機会を提供するため、社会教育関係団体が地域で行う多様な学習活動を支援します。

施策項目22 社会教育関係施設の充実

北海道教育推進計画 施策項目20 生涯学習・社会教育の振興

1 現状と課題

価値観や行動様式の変化により、住民の学習ニーズが多様化・高度化しており、さらにインターネットを介した疑似体験が容易となる中、地域課題の解決に向けた住民の参画やボランティア活動による施設の活性化、町民協働を促進するための学習活動の活性化が求められていることから、社会教育推進のためのより一層の基盤整備が必要となっています。

今後は、地域住民が必要とする情報を適切かつ迅速に提供する環境の構築、さらに、従来の役割に加え、地域活性化・まちづくりの拠点、地域の防災など学習活動の拠点となる公民館や博物館、図書館等の社会教育施設の機能の充実を図り、施設の老朽化への対応や社会の変化に応じた設備の充実、資料の収集や展示物の更新、効率的な管理運営が必要となっています。

2 施策の概要

多様化・高度化する学習ニーズや地域課題など、様々な社会の要請に対応するため、ボランティア活動による施設の活性化や従来の役割に加え、地域活性化・まちづくりの拠点、地域の防災など学習活動の拠点となる公民館や博物館、図書館とが連携しながら社会教育施設の機能の充実を図り、地域住民の視点に立った社会教育の推進のための基盤整備を進めていきます。

また、博物館については観光資源としての観点から期待がさらに高まっていることもあり、登録博物館として法令等に基づき、博物館の運営について行政や各関係団体と幅広い分野で取り組む必要があります。

3 施策の主な取組

(1) 社会教育施設の機能充実

公民館や博物館、図書館などの利用者ニーズを踏まえ効果的・効率的な運営のあり方について検討しながら、特色あるプログラムを社会教育主事、学芸員、図書館司書職員がその専門性を生かした取組を進めていきます。

また、博物館においては学芸員を中心とし、行政や企業そして各関係団体や大学と連携しながら機能充実を図ります。

(2) 社会教育施設間相互のネットワーク化の促進

社会教育施設において、サークルの活動情報や仲間づくり、ボランティア活動に関する情報など、地域住民のニーズを把握しながら、公民館や博物館、図書館が情報を広く収集し提供するとともに、施設の機能充実を図ります。

基本目標7 スポーツの振興

施策項目23 生涯スポーツの充実

北海道教育推進計画 施策項目8 体力・運動能力の向上

1 現状と課題

スポーツは、体力向上や生活習慣病の予防など、心身の健康増進に資するものであり、生涯にわたってスポーツに親しむことのできる環境づくりを進めることが必要であり、子どもの時から運動やスポーツの楽しさを実感し、積極的に体を動かす習慣や意欲を養うことからスポーツを楽しみ、喜びを得ることで、それぞれの人生を生き生きとしたものへとするために、スポーツ活動を行える環境づくりが重要となります。

そのためには、子どもから高齢者まで幅広い年齢層を想定した、誰もが身近な地域でそれぞれの体力や目的などに応じて気軽にスポーツ活動に参加できる、町内の総合型地域スポーツクラブの活動を共に進めています。

2 施策の概要

心身ともに健康で充実した生活を送り、誰もが気軽に生涯にわたってスポーツやレクリエーション活動に親しみ、地域住民が主体的にスポーツ活動に参加できる環境づくりを目指し、総合型地域スポーツクラブの活動をはじめ、スポーツ関連情報の収集と広報活動の推進を共に進めながら、生涯スポーツの施策を一体的に進めていきます。

3 施策の主な取組

(1) 生涯各期に応じた地域スポーツ活動の推進

子どもから高齢者まで幅広い年齢層を想定し、誰もが生涯にわたりスポーツ活動に親しむことのできる環境づくり、スポーツを楽しむ機会を促進するため、総合型地域スポーツクラブによる活動を進めていきます。

(2) 親子でスポーツに親しむ機会の提供

幼児期からスポーツに親しむ習慣が促進されるよう、幼児期から取り組める事業の開催や親子でスポーツに親しむことができる機会の充実やスポーツ教室の開催、指定管理者と連携したプログラムを企画し、互いに尊重する精神を育むとともに、チャレンジ精神やフェアプレイ精神を育てます。

(3) スポーツ関連情報の収集と広報活動の推進

他の市町村で行われているスポーツ、レクリエーション活動などの先進事例を収集し、町広報誌やインターネット等を活用した広報活動の推進に努めながら、生涯にわたって参加できるニュースポーツの普及啓発をしていくとともに、他町との連携を図りながら多種目のスポーツを提供していきます。

基本目標7 スポーツの振興

施策項目24 スポーツ活動の環境整備と人材育成

北海道教育推進計画 施策項目8 体力・運動能力の向上

1 現状と課題

総合スポーツセンター、スイミングプール、パークゴルフ場、アイスアリーナそして、夜間照明付きの町民球場、健康公園など社会体育施設が充実しており、様々なスポーツを選んで行うことができる環境が整っている一方で、施設の老朽化、過疎化や少子高齢化の社会情勢に伴って各種スポーツ団体の競技人口や施設の利用頻度も一部の施設では減少傾向にあり、併せてスポーツ指導者の人材不足が懸念されています。

そのため、スポーツに関する普及啓発を推進する中から、地域と一体となってスポーツ人口の拡大と指導者の育成・確保を進めていく必要があります。

2 施策の概要

誰もが気軽に生涯にわたってスポーツやレクリエーション活動を各施設において親しむ機会を提供するため、総合型地域スポーツクラブと連携しながら、スポーツ人口の拡大を図るため、スポーツ関係団体の育成・支援と指導者の育成・確保を行い、町民のスポーツ活動の活発化を促します。

3 施策の主な取組

(1) 各種スポーツ団体と指導者の養成

地域のスポーツを担うスポーツ推進委員と各種スポーツ団体との連携を密にし、スポーツ指導者の育成における講習会の開催や体制を整備しながら養成に努めるとともに、住民のニーズに応じたスポーツ活動の活性化を図ります。

(2) 社会体育施設の機能充実と計画的な整備充実

社会体育施設の効果的・効率的な運営のあり方について適宜検討し、指定管理者と連携しながら特色あるプログラムやスポーツ推進委員と職員のアイデアを生かした取組を進めるとともに、施設の計画的な整備を行うことで、より安全で安心した機能を充実させ、多くの方に継続的な利用を推進します。

(3) 学校体育施設の有効的な活用と促進

地域の人たちがスポーツを楽しみ、喜びを得ることで、それぞれの人生を生き生きとしたものへとするため学校開放事業を継続し、学校体育施設を有効的に活用します。

施策項目25 芸術文化活動の推進

北海道教育推進計画 施策項目22 芸術文化活動の推進

1 現状と課題

芸術文化は、人々に潤いのある心豊かな生活をもたらすだけでなく、青少年の豊かな創造性や情操を育むものであることから、本町においても文化祭、公民館まつり及び子ども文化鑑賞会等を開催し、町民の芸術文化活動への積極的な参加意識の高揚や青少年の鑑賞機会の充実を図ってきました。

芸術・文化活動に対するニーズが多様化する中、青少年をはじめ町民の芸術文化活動への関心の高揚を図るとともに、文化団体と連携しながら優れた作品に触れる機会の提供など、地域文化の発展に取り組んでいく必要があります。

2 施策の概要

町民同士が絆を深め、生涯を通じて学ぶ意識を高める文化活動を推進するため、文化団体や企業など多様な主体と連携を図りながら、芸術文化活動へ参加する機会の提供や地域文化を活性化していくための芸術鑑賞事業の充実を図ります。

3 施策の主な取組

(1) 芸術文化活動の促進

文化団体や企業、行政など多様な主体による協働により、良質な文化芸術に触れる機会の提供や、誰もが楽しく文化芸術活動に携われる環境づくり、指導者の育成を図り、自主的・創造的な芸術文化活動への積極的な参加意識の高揚を促進します。

(2) 芸術文化に接する機会の充実

児童生徒の参加型による子ども文化鑑賞会や広域連携事業を中心とした芸術鑑賞事業、文化祭、公民館まつり等の実施を通じて、次代を担う青少年の芸術文化活動の活性化と地域文化に対する町民の関心の高揚を促進します。

基本目標8 文化・芸術の振興

施策項目26 文化財等の保存と活用

北海道教育推進計画 施策項目20 生涯学習・社会教育の振興
施策項目22 芸術文化活動の推進

1 現状と課題

本町には多くの有形・無形文化財や史跡・名勝・天然記念物に相当する文化・学術資源が残されていますが、このうち指定文化財とされているものは国指定史跡1件、北海道指定史跡3件、町指定有形文化財1件、町指定無形文化財1件に限られ、大半の文化財が法的な保護の無いまま、過疎化や少子高齢化等、時代の推移により保存や伝承が困難な状態にあるのが現状です。

アイヌ文化については、地域のアイヌ協会であるラポロアイヌネイションが継続的な伝承活動を続けており、今後とも将来にわたって継承していく環境の整備に努める必要があります。

本町に存在する各種文化財について、専門家を交えた適切な現状把握を実施するとともに、新たな文化財の指定を推進し、先人が大切に守り継いできた貴重な文化財の数々を次の世代に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの責任です。

2 施策の概要

有形・無形の文化財及び史跡・名勝・天然記念物、埋蔵文化財などの調査及び保存・活用を積極的に推進するとともに、新たな文化財の指定に取り組みます。

また、文化財の価値や魅力を次代に伝え継承していくため、文化財に親しむ機会の提供、文化財マップの作製に伴う解説書の発行、ホームページなどを活用した文化財情報の発信に取り組みます。

3 施策の主な取組

(1) 文化財の調査・保存・活用の推進

有形・無形の文化財及び史跡・名勝・天然記念物、埋蔵文化財などを次代に引き継いでいくため、未指定である文化財の調査を進めるとともに、新たな文化財指定を行い、国や道とも連携を図りながら、適切な保存と活用を積極的に行います。

また、郷土資料は、本町の歴史を知り、将来を考える上で有効なものであり、住民の共有財産、知的資源を収蔵・展示している博物館は、公開・普及・教育機能を備えた施設として、今後とも、資料の保存や効果的な展示・公開とともに、郷土歴史教育への活用を推進します。

(2) 文化財に親しむ機会の提供と情報の発信

貴重な文化財の価値を正しく理解し、地域全体で後世に伝えていくため、学校教育や社会教育の場にとどまらず、あらゆる機会を活用して文化財を知り、親しむ機会を提供します。文化財マップの作製に伴う解説書の発行、ホームページやSNSの活用、文化財オンラインをはじめとした、国や道と連携した全国レベルの公開型データベースへの登載など、文化財に関する多様な情報の発信に取り組みます。

アイヌ文化について、地域のアイヌ協会であるラポロアイヌネイションなどと連携を図りながら、各種講座や展示、体験事業の開催などを通じ、保存・伝承の取組を推進します。

基本目標9 魅力ある教育文化施設

施策項目27 図書館の振興

北海道教育推進計画 施策項目11 ふるさと教育の充実
施策項目20 生涯学習・社会教育の振興
施策項目22 芸術文化活動の推進

1 現状と課題

町立図書館は、多くの人が利用する身近な公共施設であるとともに、生涯学習のための重要な施設であることから、町民のニーズや利用者の状況を踏まえ、これまで乳幼児から高齢者など幅広い利用者に対応した資料の整備に努めてきました。

これからさらなる図書館利用の促進を図るためには、「本を貸し出す施設や学習をするための施設」だけにとどまらず、すべての町民が生涯にわたって自らを高め、人生の生活を豊かにするための図書館としての役割と機能を果たすため、地域や住民に役立つ図書館としての取組が重要となります

2 施策の概要

町立図書館は、町民の地域情報拠点施設としての機能の充実を図り、地域の人々の生活にどのように役立つのかを考え、町民や地域の課題解決に向けた支援や町民の暮らしの充実、にぎわいのある地域の結びつきの中心的役割など、時代の変化に対応した図書館サービスの充実を推進していきます。

図書に初めて接する乳幼児から高齢者など、誰もが身近に感じて気軽に利用でき、人が集まり、わかりやすく、利用しやすい、また、学びや情報の収集・発信などにより利用者の期待に応えられる魅力ある図書館を目指します。

3 施策の主な取組

(1) 蔵書の充実

適切で優れた図書の選択と収集に努め、かつ蔵書の更新及び充実を行い、蔵書資料の質を高めます。

また、限られた予算の中で町民ニーズに合わせた蔵書の充実にも努め、町民に利用され、活用されるよう工夫するとともに、限りある蔵書能力を有効に使うために排架・除籍の適切な管理を行います。

(2) 人が集う図書館

図書館が町民にとってより身近な施設となるように、「図書館まつり」などをはじめとしたイベントや講座を開催するとともに、SNSを活用するなどの情報発信を充実します。

より多くの町民が図書館に親しむことができるよう、誰もが気軽に図書館を利用できる環境を整えます。

ボランティア団体と連携・協力し、本を通じて町民が集う場や機会を充実します。

(3) 学習できる図書館としての充実

情報の拠点として、町民のニーズに応えることのできる取組を進めます。貸出サービスと同様にレファレンスサービスを充実させ、町民と資料・情報を結びつけ、町民の課題解決を支援します。

博物館と連携しながら、町の特徴を踏まえた地域資料、時事的な話題についての資料を積極的に収集し、浦幌町の文化や歴史の保存に努め後世に継承していきます。

(4) 子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を支援するため学校等と連携し、認定こども園や学校などに定期的に子どもの発達状況に応じた巡回配本を行い、子どもの読書活動を継続して支援します。

また、図書館一日司書体験や図書館見学などの事業を展開し、子どもたちの読書活動を推進します。

基本目標9 魅力ある教育文化施設

施策項目28 博物館の振興

北海道教育推進計画 施策項目11 ふるさと教育の充実
施策項目19 地域と学校の連携・協働の推進
施策項目20 生涯学習・社会教育の振興
施策項目22 芸術文化活動の推進

1 現状と課題

十勝地方における数少ない総合博物館機能を持つ学芸員配置館として、町民のみならず幅広い地域の人々から、「地域を知る」場としての機能の充実が期待されています。

一方で、展示更新やデジタル化、情報発信など、基本的な機能面で十分な役割を果たせていない現状があります。

また、観光情報発信の役割が期待されていることから、今後は地域の自然や歴史を案内できるガイドの育成やそのための教材開発など、町を訪れる様々な人への情報アクセスの機能を充実していく必要があります。

登録博物館としては人的・組織的な体制の整備が十分とは言えず、現状の維持や発展に懸念があるのが現状です。運営体制の見直しを図るとともに、これまで以上に博物館間での連携を強化していくことに加え、大学、学校、民間事業者等との新たな連携の構築を図っていくことが必要です。

2 施策の概要

博物館法に基づく博物館としての基本機能の充実を図り、社会教育機関かつ文化施設として、地域の学術情報の集積発信拠点と観光文化拠点としての両面から、事業を推進していきます。

町内外の様々な機関や団体と連携し、自然環境や歴史民俗文化の保全と活用を図ります。

北海道文化振興指針や北海道生物多様性保全計画、アイヌ施策推進法、デジタル形式を含む記録遺産の保護及びアクセスに関する勧告(ユネスコ2015指針)等、博物館に関係する様々な指針に基づき、適切な博物館運営を確立していきます。

3 施策の主な取組

(1) 資料の収集・保存・情報発信

浦幌を中心とする白糠丘陵一帯の東十勝から西釧路地域に関する資料を収集・保存するとともに、適切な保存環境の構築と、資料情報のインターネットを用いた発信を強化し、アクセス権の保障と拡大を図ります。博物館間の連携により、資料の適切な収集方法に関する相互協力や、文化財レスキューなどの災害時協力体制の構築に積極的に関わり、学芸技術の研鑽に努めます。

(2) 調査・研究の推進と学術情報の集積

収蔵資料はもとより、フィールドとなる地域の自然環境や歴史民俗、先住民族の歴史や文化を明らかにし、それらを保全し後世へ残し伝えるための調査研究を実施するとともに、来町する研究者の活動を支援し、図書館とも連携して、地域に関する学術文化情報の集積を図ります。

また、地域を対象とした新たな学術研究テーマを提案し、新規の研究者の誘致と、博物館紀要を活用した学術情報の集積を図ります。

(3) 展示・教育を通じた「浦幌を知る」場の創出

浦幌に関する基礎的な情報を網羅した常設展示の充実と、テーマ毎に収蔵資料を公開する企画展や各種講座・巡検の開催、博学連携や公民館連携などでの講師派遣、狭義の教育事業にとどまらない幅広い機会を通じての教育事業の計画的な実施により、住民だけでなく、あらゆる人に「浦幌を知る」機会を創出します。

(4) 文化芸術基本法に基づく文化観光施設機能の充実

博物館が文化芸術基本法に基づく文化施設として新たな位置付けを持ったことに鑑み、博物館を主体的な「学び」の場であるだけでなく、学術文化に触れるきっかけとなる場、観光を通じて広範な人々に地域を知ってもらうきっかけとなる拠点施設へと発展させるための事業や情報発信を充実します。

(5) 関連機関との連携の強化

学校や社会教育施設、地域行政に限らず、博物館、大学、学術団体、文化団体、アイヌ協会やラポロアイヌネイション、行政機関、民間事業者等と連携し、博物館事業の充実を図っていきます。十勝うらほろ楽舎など、地域で広義の教育事業を展開している事業者や、東十勝ロングトレイル協議会など、観光創出事業を推進している事業者と連携を図り、持続的で発展的な新規事業の開拓を推進します。



■■■ 浦幌町教育委員会 ■■■

〒089-5614 十勝郡浦幌町字桜町16番地1
(浦幌町教育文化センター内)

TEL:015-576-2117

FAX:015-576-2452

E-mail:kanri@urahoro.jp